

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①のA社における標準報酬月額に係る記録を、平成3年4月から同年9月までは16万円に、同年10月は18万円に訂正することが必要である。

申立人のA社における資格喪失日は、平成4年6月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正し、申立期間②の標準報酬月額を18万円とすることが妥当である。

また、申立人のB社における資格喪失日は、平成4年8月1日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正し、申立期間③の標準報酬月額を17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで
③ 平成4年7月31日から同年8月1日まで

申立期間①の標準報酬月額について、A社に在職中の平成3年4月から退職するまで、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料の標準報酬月額と相違し、10万4,000円に下げられているので、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

また、社会保険庁の記録では、申立期間②のA社を平成3年11月30日に資格喪失したようになっていたが、雇用保険の記録のとおり、4年5月31日まで勤務した。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間③のB社を平成4年7月31日に資格喪失したようになっていたが、雇用保険の記録のとおり、同年7月31日まで勤務した。

それぞれ厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、申立期間②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、雇用保険の記録から申立人が平成4年5月31日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁の記録によると、申立期間①の標準報酬月額は当初平成3年4月から同年9月までが16万円、3年10月が18万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行なわれた日（4年8月26日）と同日にそれぞれ10万4,000円に^{ぞきゅう}遡及して引き下げられており、同日に同社において被保険者であった多数の者について同様の処理がなされている。

また、申立期間②について、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は平成3年11月30日と記録されているが、当該処理はA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（4年6月1日）より後の4年6月8日に行なわれており、同社において被保険者であった多数の者について同様の処理がなされていることから、事業主による有効な届出に基づくものではなかったと認められる。

このような資格の喪失及び標準報酬月額の引下げの処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記標準報酬月額の引下げ及び資格の喪失の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成4年6月1日であると認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、平成3年4月から同年9月までが16万円、同年10月から4年5月までが18万円とすることが妥当である。

申立期間③について、雇用保険の記録から申立人が平成4年7月31日までB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁の記録によると、B社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、オンライン記録におけるその処理は、当初、同年10月28日に行われ、その後、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を同年11月1日及び同年12月1日に訂正されている。

一方、申立人のB社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は平成4年7月31日と記録されているが、当該処理は同社が当初厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行なわれた日（4年10月28日）と同日に行なわれており、同社において被保険者であった多数の者について同様の処理がなされていることから、事業主による有効な届出に基づくものではなかったと認められず、このような資格の喪失処理を社会保険事務所が行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失処理に係る記録は有効なものとして認められ、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成4年8月1日であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、平成4年6月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月 1 日から 15 年 3 月 25 日まで

A社において今でも役員として勤めているが、標準報酬月額が当時と違って引き下げられている。当時の給与明細書を提出するので記録の訂正についてあっせんしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、当初、申立人がA社に勤務している申立期間のうち、平成 13 年 3 月から 15 年 2 月までの標準報酬月額は 26 万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（15 年 3 月 25 日）より後の同年 4 月 11 日に遡^{そきゅう}及して 11 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は現在も取締役であるが、申立期間について雇用保険の加入記録があること、申立人及び複数の従業員が申立人は「いつも別の仕事場に行き、朝早くから夜遅くまで原材料を運んでいた。」と供述していること並びに代表取締役が「社会保険の手続は私がしていた。経営について申立人に相談したことは無く、標準報酬月額の引下げについても説明していない。」と供述していることから、申立人が当該事業所の厚生年金保険に係る届出について職務上の権限を有していたとは認められない。

さらに、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書によれば、標準報酬月額 26 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認でき、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和42年2月1日、資格喪失日を同年6月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、A社は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月1日から同年6月1日まで

私は、昭和42年2月1日からB社に勤務したが、厚生年金保険被保険者の加入記録は、同社が厚生年金保険適用事業所となった同年6月1日からの加入となっている。

申立期間当時、一緒に勤務した先輩の記録を調べたところ、当該事業所が厚生年金保険適用事業所となる前は、A社の厚生年金保険に加入していることから、私も昭和42年2月1日から同年6月1日については、A社の厚生年金保険に加入していたと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にB社に勤務していた同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる昭和42年6月1日前に同社に勤務している同僚のほとんどの者は、A社の厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる上、申立人は、B社の役員から営業の責任者として招請され採用されたとしており、同僚の供述からも営業の責任者だったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の雇用保険の記録及び同僚の厚生年金保険の記録から、申立人のA社における資格取得日は昭和42年2月1日、資格喪失日はB社が厚生年金保険適

用事業所となった同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が昭和42年6月1日にB社で厚生年金保険被保険者資格を取得した時の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社及びA社は当時の資料を保管していないので不明としているが、社会保険事務所に保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番や乱れも無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、A社から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年2月から同年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず、A社は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 1 日から平成 19 年 6 月 30 日まで

申立期間について、船員保険及び厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額を社会保険事務所に記録照会したが、年間所得から考慮すると標準報酬月額が低いと考える。私は、450 日から 600 日以上外国洋上で就労し、日本滞在 40 日から 45 日で次航海に出港を繰り返し、平成 7 年から 19 年までの間は 1 日も休職していない。所得に対する税金は納めており、毎年の標準報酬月額の等級変動に納得できない。申立期間について、給与所得に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成 9 年分から 19 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額及び 17 年 10 月 24 日 A 社発行の精算書の船員保険料、厚生年金保険料の控除額に基づいて、当該事業所に係る 11 年から 19 年の船員保険報酬月額算定基礎明細書（以下、「算定基礎明細書」という）並びに 12 年、15 年及び 19 年の 3 年分の船員保険被保険者報酬月額変更（基準日）届（以下、「報酬月額変更届」という）と社会保険庁のオンライン記録を照合した結果、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、各年とも一致し相違無いことが確認できる。

また、昭和 59 年から平成 8 年までの申立期間の標準報酬月額について、B 社、C 社及び A 社に照会したところ、当時の関係書類は無く不明であるとしているが、申立人から提出された B 社及び A 社に係る 4 年から 16 年までの雇入、雇止年月日等が記載された雇用関係書類の給与額から比較して、社会保険事務所が保管している船員保険被保険者名簿の標準報酬月額は妥当なものであることが推認される。

さらに、申立人は、給与所得の源泉徴収票の支払金額から考慮すると、標準報酬月額が低いとしているが、標準報酬月額については、当該事業所から提出される算定基礎明細書及び報酬月額変更届を基に、社会保険事務所において決定されるものであり、社会保険庁の記録において、申立人の標準報酬月額の記録が訂正された形跡は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人に係る標準報酬月額について、社会保険事務所が事業主の届出を勝手に処理したとは考え難く、申立人の申立期間に係る船員保険料及び厚生年金保険料の標準報酬月額について記録訂正を認めることはできない。